

個別労働関係紛争に係るあっせんの状況 (令和4年(1月~6月))

1 概要

令和4年上半期に係属した個別労働関係紛争に係るあっせんは、前年からの繰越しが8件、新規申請が2件の計10件で、全て終結した。

(単位：件)

年	区分	係属件数			終結件数	継続(繰越し)
		前年繰越し	新規申請	計		
30		—	3(3)	3(3)	3(3)	—(—)
31・元		—	4(9)	4(9)	4(8)	—(1)
2		1	8(21)	9(22)	7(16)	2(6)
3		6	1(16)	7(22)	7(14)	—(8)
4		8	2	10	10	—(—)

(注) 括弧書は、通年の件数

2 取扱状況

令和4年上半期に係属した10件の全てが終結し、その内訳は、解決が9件、打切りが1件であった。

終結状況

(単位：件)

年	区分	解決			打切り	うち不承諾	取下げ	計
		案提示	その他	小計				
30		1(1)	—(—)	1(1)	2(2)	2(2)	—(—)	3(3)
31・元		2(4)	—(—)	2(4)	2(3)	1(1)	—(1)	4(8)
2		3(10)	—(—)	3(10)	3(3)	1(1)	1(3)	7(16)
3		2(6)	—(—)	2(6)	3(6)	3(5)	2(2)	7(14)
4		8	1	9	1	1	—	10

(注) 括弧書は、通年の件数

不承諾：被申請者があっせんに応じないため、あっせん開催に至らなかったもの

あっせん回数

(単位：件)

年	回数	0回	1回	2回	3回	4回	計	平均回数 (0回を除く)
		30	2	—	1	—	—	3
31・元	1	3	—	—	—	4	1.0	
2	3	10	1	2	—	16	1.4	
3	7	6	1	—	—	14	1.1	
4	1	4	4	1	—	10	1.7	

あっせん係属日数

(単位：件)

年	日数	5日以内	6~10日	11~20日	21~30日	31~50日	51~100日	101日以上	計	平均日数
		30	—	—	2	—	—	1	—	3
31・元	1	—	1	1	4	1	—	8	35.3	
2	—	—	1	3	8	2	2	16	53.6	
3	—	—	—	—	6	—	1	7	59.0	
4	—	—	—	3	—	2	5	10	82.2	

3 終結事件の概要

業 種	事 件 の 概 要	終 結 内 容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双 方	申請年月日 終結年月日	あっせん回数 係 属 日 数
協同組合	労働者Aが解雇の取消し及び復職日までの賃金支払いを求めてあっせんで申請 ----- 【あっせん案要旨】 ・申請者が離職したことを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解 決 (案提示)	労	3.10.7 4.2.15	3回 132日
小売業	労働者Aが解雇の取消し及び休業要請支援金申請に対する協力を求めてあっせんで申請 ----- 【あっせん案要旨】 ・申請者が自己都合により退職したことを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解 決 (案提示)	労	3.10.18 4.2.9	2回 115日
小売業	労働者Aが解雇の取消し及び休業要請支援金申請に対する協力を求めてあっせんで申請 ----- 【あっせん案要旨】 ・申請者が自己都合により退職したことを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解 決 (案提示)	労	3.10.18 4.2.9	2回 115日
小売業	労働者Aが解雇の取消し及び休業要請支援金申請に対する協力を求めてあっせんで申請 ----- 【あっせん案要旨】 ・申請者が自己都合により退職したことを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解 決 (案提示)	労	3.10.18 4.2.9	2回 115日
道路旅客運送業	労働者Aが、解雇の撤回及び未払い賃金の支払いを求めてあっせんで申請 ----- 【打ち切り理由】 事業者から解雇は適切に行われているなどとしてあっせんで辞退したため	打切り (不応諾)	労	3.12.10 4.1.5	0回 27日
プラスチック製品製造業	労働者Aが基本給減額の取消しを求めてあっせんで申請 ----- 【あっせん案要旨】 ・申請者が自己都合により退職したことを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解 決 (自主的)	労	3.12.17 4.4.7	1回 112日
小売業	労働者Aが降格処分の取消し等を求めてあっせんで申請 ----- 【あっせん案要旨】 ・申請者が自己都合により退職することを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。 ・事業主は、申請者に、現業務を2年間委託する。	解 決 (案提示)	労	3.12.20 4.3.22	2回 93日

小売業	労働者Aが雇止めの撤回などを求めてあつせんを申請	解 決 (案提示)	労	3.12.24 4.2.18	1回 57日
	【あつせん案要旨】 ・申請者が自己都合により退職したことを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。				
道路旅客運送業	労働者Aが解雇撤回などを求めてあつせんを申請	解 決 (案提示)	労	3.3.17 4.4.13	1回 28日
	【あつせん案要旨】 ・申請者の離職を確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。 ・事業主は、申請者の損害保険手続に協力する。				
衣料品製造販売業	労働者Aが育児休業取得後の原職復帰を求めてあつせんを申請	解 決 (案提示)	労	3.5.20 3.6.16	1回 28日
	【あつせん案要旨】 ・申請者の離職を確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。 ・事業主は、Aの退職理由の問合せがあれば、「育児のため自己都合で退職」と答える。				